

令和2年度県庁さわやかエコスタイルキャンペーン実施要領

1 実施期間

令和2年5月1日（金）から10月31日（土）までとする。

2 通常勤務での対応

キャンペーン実施期間中は、「愛知県職員服務規程の運用について」（昭和39年6月17日付け39人第92号）第20条関係の規定に留意しながら、外来者に不快感を与え、あるいは礼を失することのない範囲で、できる限り軽装（別紙1「エコスタイルの服装の目安」のとおり）・ノーネクタイで執務する。

ただし、気温等に応じて、上着の着用等を妨げるものではない。

3 啓発及び周知

- (1) 庁内放送や「おはよういっせい運動」による啓発を行う。
- (2) 各課等において、パソコン打ち出しにより、「さわやかエコスタイルキャンペーン実施期間中（5月1日～10月31日 軽装・ノーネクタイでの執務に御理解ください。）」と記載したもの（別紙2）を作成し、目に付きやすいところに掲示する。
- (3) 来庁者に対して対応を行う際に、冒頭の挨拶の中で上記の趣旨を伝え、理解を得る。

4 会議等での対応

- (1) 局長会議始め県関係者のみが出席する会議においては、軽装・ノーネクタイとする。
ただし、気温等に応じて、上着の着用等を妨げるものではない。
- (2) 県が主催する会議においては、出席者に礼を失することがないと判断される場合は軽装・ノーネクタイとし、次のとおり対応する。
ア 開催通知に、例えば「さわやかエコスタイルキャンペーン（5月1日～10月31日）実施中につき、できましたら軽装・ノーネクタイでお越しくください。」と記載する。
イ 会議の冒頭に「さわやかエコスタイルキャンペーン」中である旨発言する。
- (3) 外部の会議に出席する場合は、会議の趣旨等に応じ、柔軟に対応することとするが、できる限り軽装・ノーネクタイで出席する。
- (4) 会議以外の行事においても、(1) から (3) と同様に対応する。

エコスタイルの服装の目安

種別	可否	備考
ノーネクタイ	○	
上着なし	○	
半袖シャツ	○	
かりゆしシャツ	○	
ポロシャツ	○	
アロハシャツ	○	
Tシャツ	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が関係するイベントのPR活動等のために着用するものは可 ・ 無地のものであれば執務室のみ可
ランニングシャツ	×	
チノパン（綿パン）	○	
ジーパン	△	破れてだらしないものは不可
ハーフパンツ	×	
スニーカー	○	
サンダル	△	執務室のみの使用は可、ビーチサンダルは不可

○ 可

△ TPOに応じた節度ある着用であれば可

× 原則不可